

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	ふるさと納税が自治体の基金積立に及ぼす影響
著者 / 所属	村田 拡介 / 予算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	経済のプリズム / 1882-062X
編集・発行	参議院事務局 企画調整室（調査情報担当室）
通号	254 号
刊行日	2026-7-16
頁	26-40
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/r08pdf/202625402.pdf

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75044）／ 03-5521-7683（直通））。

ふるさと納税が自治体の基金積立に及ぼす影響

予算委員会調査室 村田 拓介

《要旨》

ふるさと納税における寄附集中の帰結として、寄附受入れが極端に多い自治体で基金残高が急増しているという指摘がたびたびなされる。しかし、一部の自治体を見るだけでは、寄附金が基金に及ぼす本当の影響は分からない。そこで、本稿では制度的背景を整理した上で全国の市町村を対象に実証分析を行い、ふるさと納税に係る寄附金が基金に及ぼす影響を検証した。分析の結果、寄附金は基金を増加させるものの、その影響は寄附が極端に多い場合のみには限られないことが示唆された。基金の増加は寄附の集中とは切り離して考えるとともに、基金の増加自体を問題視するのではなく、その執行状況に目を向ける必要がある。

1. はじめに

ふるさと納税制度における長年の論点の一つが、一部自治体への寄附集中である。納税者が自発的に寄附先の自治体を選べるふるさと納税においては、返礼品の差異などによって自治体間で受入規模に大きな差が生じる。税源の偏在是正を目的の一つとして設計された制度ではあるが、返礼品の拡充やワンストップ特例制度の創設で制度利用が増加し、過当競争を背景とした寄附の過度な偏りに疑問が呈されるようになった¹。総務省は返礼品に係る基準を設けるなどの対策を講じたが²、依然として寄附の集中が過剰と見る向きもある。

こうした寄附集中の弊害として、たびたび基金が取り上げられる。極端に寄附受入れの多い自治体において基金残高が急増しているという指摘である³。自

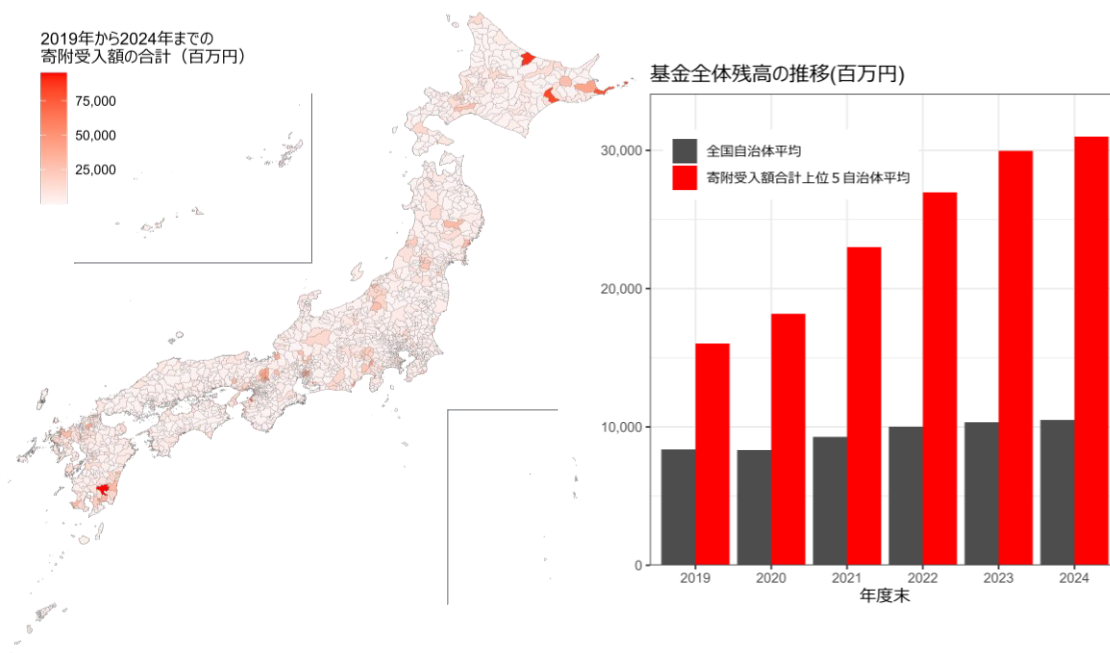
¹ 例えば、地方財政審議会『平成 31 年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見』（平 30.11.20）では「一部の地方自治体が過度な返礼品を送付することによって多額のふるさと納税を集めている状況が継続している」点が問題視された。

² ふるさと納税は令和元年 6 月より、返礼品は返礼割合 3 割以下とすることなどの基準を設けた指定制度に移行した。

³ 『読売新聞』（令 5.11.6）、『日本経済新聞』（令 7.10.10）等

自治体の貯金とも位置付けられる基金の増加は、一見すると寄附を余らせているかのように感じられ、財源不足に直面する自治体が存在する中でそのような事態が生じているとすれば、望ましいとは言い難い。実際に、寄附受入額の大きい一部自治体は基金の残高が多い傾向にあり、寄附金によって基金が積み上がっているように見える（図表1）。

図表1 寄附の集中と基金の増加



（出所）総務省『ふるさと納税に関する現況調査』等より作成。なお、地図左上は沖縄県、右下は東京都小笠原村。

しかし、自治体は数多く存在し、寄附の多寡以外にも様々な特徴があるため、寄附が多い一部の団体を見るだけでは、ふるさと納税による本当の影響は分からない。では、ふるさと納税寄附金は本当に基金を増加させるのであろうか。増加させるとすれば、そこにはどのような特徴があり、何が問題と考えられるのであろうか。本稿では、制度的な背景の整理と実証分析によって、寄附金と基金の関係を検証する⁴。

⁴ 基金には様々な形態があるが、本稿では、ふるさと納税先団体となり得る全国の団体（自治体）において積み立てられる基金全般を分析対象とする。こうした基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金である「財政調整基金」、地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金である「減債基金」、財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金である「特定目的基金」の3種類に大別される。本稿では、これら全てを分析対象に含む。

2. 制度的背景

まず、制度的な側面を確認する。

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について一定の上限まで、原則として所得税と住民税から全額が控除される制度である。これらは地方財政上、住民税の減収と寄附金収入として表れる。住民がふるさと納税を行うことで居住自治体の住民税収は控除分だけ減少し、他方で寄附先自治体には寄附金収入が発生する。この際、住民税の減収分は基準財政収入額の減少として算入され、地方交付税の交付団体については、減収分の75%が補填されるが、寄附先の自治体において寄附金収入は基準財政収入額の増加として算入されない。これは、「地方税と異なり、個人の意思に基づく寄附であること、その受入額は団体ごと、年度ごとに大きなばらつきや変動があること」から、性質上なじまないためとされる⁵。

こうした寄附金収入の性質を考慮すると、寄附金はその多寡にかかわらず、基金を一定程度増加させることが考えられる。自治体が「条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するため」⁶に設けることのできる基金は、予算の単年度主義の例外に位置付けられ、年度をまたぐ財源や歳出の変動への対応手段とされる⁷。ゆえに、年度ごとに変動するとされている寄附金収入を基金に積み立てることは一定の妥当性を有すると言えよう。実際に政府は、ふるさと納税に係る寄附金収入が多額に上る場合は財政調整基金に積み立てるなどの対応が適当である旨答弁しているほか⁸、平成29年11月の総務省調査においても、ふるさと納税を財源に基金を積み立てている団体が1,207団体確認されている⁹。加えて、ふるさと納税に係る寄附は、所得税や住民税が暦年単位の所得に課税されることから、年末にかけて行われることが多いとされている¹⁰。こうした寄附は受け入れた年

⁵ 第212回国会衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第3号16頁（令5.11.14）。なお、こうした地方交付税制度とふるさと納税の関係については富田（2017）が詳しい。

⁶ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項より。

⁷ 小西（2022）113頁～114頁、立岡（2019）77頁を参照。

⁸ 第219回国会衆議院総務委員会議録第4号9頁（令7.12.11）

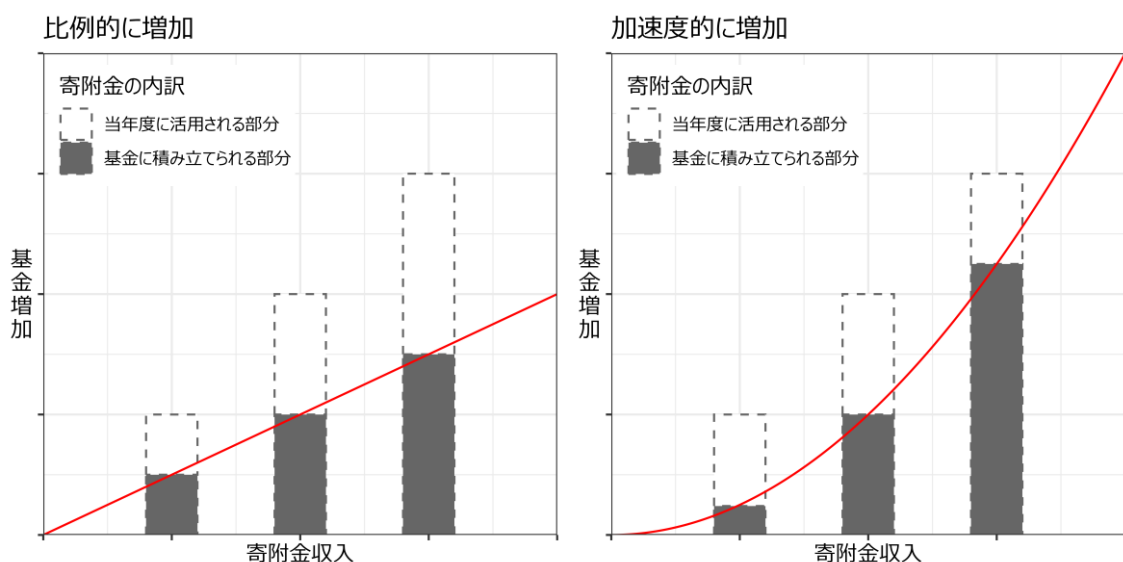
⁹ 『地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析』平29.11付け総務省資料<https://www.soumu.go.jp/main_content/000517448.pdf>（以下、URLの最終アクセスはいずれも令和8年6月10日）

¹⁰ 小西葉子、伊藝直哉、伊藤千恵美「もっと知りたい！ふるさと納税 いつにする？どこにする？なににする？～ふるさと納税実態調査④～」インテージ『知るギャラリー』2024年12月6日公開記事<<https://gallery.intage.co.jp/furusato-nozei2024-2/>>

度内に支出できる機会が限られる。寄附金収入は個人の意思に基づく以上、収入額の予測が地方税等に比して難しいことも踏まえると、寄附金を原資とした歳出は翌年度以降の予算編成時に反映させるべく基金へ積み立てるといった事情もあると推察される。このような財政運営上の理由から、寄附金収入は一般に基金の増加をもたらすことが考えられる。

一方で、基金の増加度合いは寄附金収入の多寡によって異なる可能性もある。増加度合いは、寄附を当年度にどれほど活用できるかにも左右される。全ての自治体において寄附金収入の一定割合を当年度に活用できるとすれば、寄附金収入と基金増加は比例的関係となり、増加度合いは寄附金収入の多寡にかかわらず一定である（図表2左）。しかし、寄附金収入が多いと使い道を見つけるのが難しく、活用に時間がかかる傾向があるとすれば、寄附金が多い自治体ほど当年度に活用できる割合は小さくなり、寄附金収入と基金増加は加速度的関係となるため、増加度合いは寄附金収入が多い自治体ほど高くなる（図表2右）。前者の比例的な関係であれば、全国自治体にどのように寄附が分布しようとも一定の基金増加が発生するが、後者の加速度的な関係であれば、基金が大きく増加するのは極端に寄附が多い場合に限られるため、寄附が一部自治体に集中すると基金が余分に積み上がることとなろう。この点、寄附金の活用は各自治体に委ねられていることから、増加度合いがどのようなものであるかを制度的側面のみから結論づけることは困難である。

図表2 考えられる増加パターン



（出所）筆者作成。なお、データは図表のために作成した架空の値。

3. 実証分析

(1) 分析方法とデータ

そこで、こうした寄附金収入の基金への影響を計量的分析で検証する。

分析に際して注意しなければならないのが、寄附金以外の要因である。基金は寄附金以外にも様々な要因から影響を受けるため、それらを取り除かなければ寄附金による真の影響は分からない。例えば、自然災害が比較的多い地域に立地する自治体は、災害リスクに備えて基金を多く積み立てる傾向があるかもしれない。このような自治体に多くの寄附が集まっていると、あたかも寄附金により基金が増加したように見えるが、実際には寄附金の影響と断定することは適切でない。

こうした分析上の難点を加味し、本稿では固定効果モデルと呼ばれる方法で分析を行った。全国 1,718 団体の市町村別の¹¹、2020 年度から 2024 年度の 5 年間にわたるデータ（パネルデータ）を用いることで、先述のような自治体に固有の事情などを踏まえて分析することができる¹²。

データは総務省「市町村別決算状況調」「ふるさと納税に関する現況調査」などを用い、標準財政規模比の寄附金が、同じく標準財政規模比の基金残高の前年度差に及ぼす影響を推定した。標準財政規模とは、自治体における一般財源の標準的な大きさを表す指標であり、標準財政規模比のデータを用いることで自治体の規模に対する寄附金収入の大きさを分析できる。併せて、標準財政規模比の寄附金の 2 乗の影響を推定することで、前節にて確認した寄附金収入の多寡による影響度合いの違いを分析した。また、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の 3 種類に大別される自治体の基金のうち、寄附金はどの基金の積立に影響するかを検証すべく、標準財政規模比の基金残高の前年度差に、基金全体及び 3 種類それぞれを用いた場合について分析した。分析方法の詳細は補論に示す。

¹¹ ふるさと納税の寄附集中問題で着目されるのは専ら基礎自治体であることを踏まえた。ただし、東京都区部に関しては、後述する標準財政規模比のデータを作成できないため含まれていない。

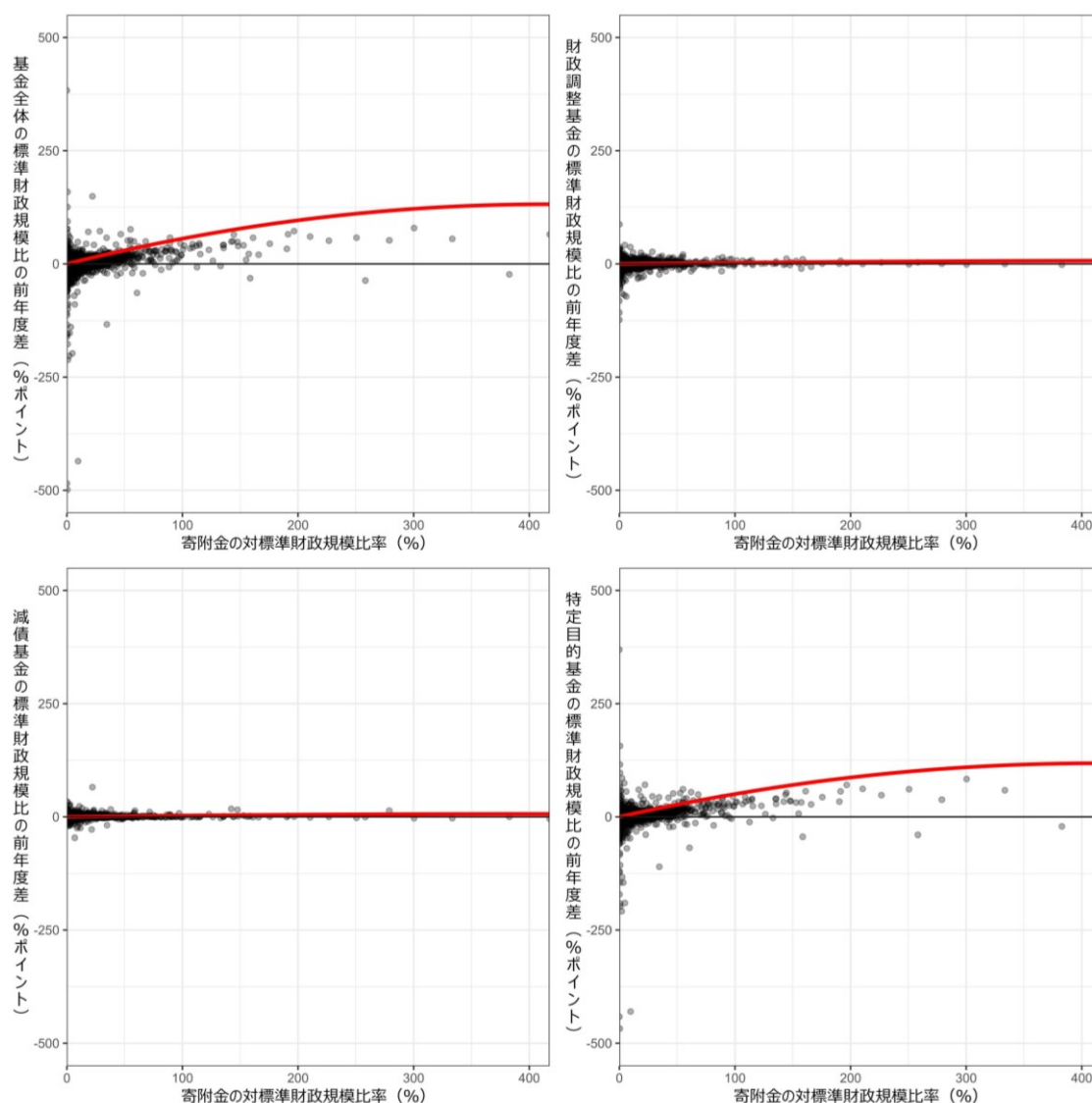
¹² 一般的には、こうした手法を用いてもなお、推計上の難点（内生性）の全てには対処できない。内生性にはここで議論した第三の要因（省略変数バイアス）以外にも、分析対象に偏りが生じているおそれ（選択バイアス）や想定とは逆の因果関係もあるおそれ（同時決定バイアス）などがあり、そのような内生性を克服できていない場合には因果関係を適切に推定できない可能性が残る。ただし、ふるさと納税に係る寄附金収入の基金増減への影響においては、制度上そのような問題が生じるとは考えづらいため、本稿ではそうしたバイアスが生じていないことを仮定して分析を行った。内生性の議論は補論にて行う。

（２）分析結果

分析結果のうち、標準財政規模比の寄附金の影響を図示したものが図表３の赤線である。横軸を寄附金、縦軸を基金増減として、特に基金全体と特定目的基金において右上がりの関係が示されたが、２節にて議論した加速度的な関係は見られなかった。このことから、寄附金は基金を増加させるが、その増加度は寄附金収入に応じて加速するわけではなく、基金への影響は寄附が多い

図表３ 寄附金収入が基金増減に及ぼす影響に関する分析結果

（左上：基金全体、右上：財政調整基金、
左下：減債基金、右下：特定目的基金）



（注）散布図は総務省「地方財政状況調査関係資料」「ふるさと納税に関する現況調査」から計算された観測値であり、赤線は固定効果モデル（地域特性要因を入れたモデル）の推計結果に基づく予測曲線。推計結果の詳細は補論に示す。

場合に一層強まるとは言えないことが分かる¹³。

これは、寄附金収入が多いからといって、使い道を見つけるのが難しくなり基金が余分に積み上がるとは限らないことを示唆する結果と言える。一例として、例年寄付金収入の多い自治体では寄附金を原資とした経常的な事業を行いやすい可能性が挙げられる。通常、年度間での変動が見込まれる寄附金を経常的な事業に充てるのは困難であろう。しかし、寄附の多い自治体では、寄附が落ち込んだとしてもなお一定水準の寄附金収入を確保できるとの見通しを持つことができるため、経常的な事業にも寄附金を充てやすくなるかもしれない。実際に、政府は「受入額上位の自治体においては経常的な経費として活用されているケースもある」との見方を示している¹⁴。

また、寄附金収入の影響が主に特定目的基金に対して見られるのは、寄附に際して用途を指定できることを受けた結果と考えられる。ふるさと納税に係る寄附では、その活用先として「子ども・子育て」や「教育・人づくり」といった用途を指定できる。自治体は、受け入れた年度内に用途どおりの活用が難しい場合でも、用途に応じた基金を設置してそこに積み立てることで、寄付者の意向を反映することができよう。

4. 考察

以上の分析を踏まえ、ふるさと納税と基金に関して考察する。本稿の分析から得られる示唆は主に二点である。

第一に、寄附金収入による基金の増加は、寄附の偏りとは分けて考える必要があるのではないかと。1節にて触れたように、寄附受入額の多い特定の自治体で基金が増加していると、一見寄附金を多く受け入れすぎて持て余しているかのような印象を受ける。しかし、変動が大きく予測の難しい寄附金収入がおのずと基金増加につながることを踏まえれば、寄附金収入に比例して基金増加も大きくなるのは自然なことであろう。寄附金収入に応じて基金が加速度的に増加するような関係があればその限りではないが、本稿の分析の結果、そうした関係は見られなかった。基金が増加しているからと言って、寄附金を余らせた結果とは言えない可能性が高い。

第二に、寄附金による基金の増加自体を問題視するのではなく、その執行状

¹³ なお、図表上では赤線の傾きが僅かに緩やかになるような関係が見られるが、基金への影響は寄附が多い場合にむしろ弱まるということを必ずしも意味しない。分析結果の詳細は補論に示す。

¹⁴ 財政制度等審議会財政制度分科会「資料 地方財政」（令 5.10.4）（財務省）

況に着目する必要があるのではないか。本稿の分析からは、寄附金はその多寡にかかわらず、財政運営上の理由から一度基金に積み立てられやすいことが推察される。この場合、基金への積立はやむを得ない措置という側面が強い。しかし、総務省によれば、ふるさと納税の三つの大きな意義のうち一つは「納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること」とされる¹⁵。この点、ふるさと納税の募集に際して具体的な事業を選択できると回答した自治体数は3割程度であり、大半の自治体は使途の指定にとどまるものと見られる¹⁶。使途に応じた特定目的基金に積み立てたとしても、基金は一般に財政監視が行き届かない傾向などが課題とされており¹⁷、寄附者の意識が一旦基金に積み立てられた後の具体的な支出先に向くかは定かではない。基金の積立自体には一定の合理性を認めた上で、活用状況について、その発信が十分かといった観点からも点検する必要があると考えよう。

もっとも、本稿の分析は寄附金や基金の金額に着目したマクロな分析にとどまる。基金の増加が少ないからといって必ずしも適切に活用されているとは限らず、逆の場合も同様である。ふるさと納税の在り方を検討する上では、マクロな分析に加え、各自治体において効果的に活用されているかというミクロの視点も不可欠であると言える。

5. むすび

本稿では、ふるさと納税に係る寄附金収入が自治体の基金積立に及ぼす影響について検討した。制度的な枠組みを確認して実証分析を行ったところ、寄附金は基金を増加させるが、増加は寄付金の多寡に比例的な関係にとどまることが明らかとなった。この背景として、寄附金収入の年度間における変動の大きさや予測の難しさが考えられ、寄附集中の帰結とは必ずしも言えない可能性が示唆された。

¹⁵ 『ふるさと納税ポータルサイト』総務省ウェブサイトより<https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/policy/>

なお、他二つの意義は、「生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること」、「自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと」とされている。

¹⁶ 『ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）』令 7.7.31 付け総務省資料<http://www.soumu.go.jp/main_content/001022815_crdownload>

¹⁷ 例えば、立岡（2019）では「運用、管理、使途などの面で規律が働きにくくなる恐れを伴っているともいえる」（77 頁）と指摘されている。

ふるさと納税は、返礼品の妥当性といった、いわば「入口」に注目が集まりやすい制度であるが、どのような背景で基金に積み立てられ、それがどのように活用されているのかといった「出口」についても検証を重ねる必要がある。

補論：分析方法の詳細

以下、本稿の分析方法の詳細を述べる。

まず、ふるさと納税と基金の関係を扱った先行文献として、宮下・鷺見(2020)、伊藤(2023)、高岡(2024)が挙げられる。宮下・鷺見(2020)は市町村における財政調整基金の積立要因を2006年度から2015年度までの自治体パネルデータを用いて分析し、ふるさと納税寄附金による財政調整基金の前年度差への影響(いずれも標準財政規模比)については有意な結果が見られなかったことを報告している。伊藤(2023)は寄附受入額が突出した団体群を、近接した人口規模を持つ他団体群と比較し、突出した群において特定目的基金が増加したことを報告している。高岡(2024)は、寄附受入額上位5団体の特定目的基金残高を指数化して全国の水準と比較し、2016年度から2022年度にかけて上位5団体の特定目的基金が大きく伸びたことを指摘している。本稿では、このうち自治体パネルデータを用いて分析した宮下・鷺見(2020)を参考に、データを直近の2020年度～2024年度に更新した上で、2節にて議論した基金の増加の仕方にも着目して分析を行った。

具体的には、ふるさと納税に係る寄附金収入が基金に及ぼす影響を分析すべく、本稿では二方向固定効果モデルによって推計を行った。推計式は以下のとおりである。

$$\begin{aligned} fund_{i,t} = & \beta_1 donation_{i,t} + \beta_2 donation_{i,t}^2 + \beta_3 歳入要因_{i,t-1} + \beta_4 歳出要因_{i,t-1} \\ & + \beta_5 財政健全性要因_{i,t-1} + \beta_6 ストック要因_{i,t-1} \\ & + \beta_7 地域特性要因_{i,t} + \alpha_i + \gamma_t + u_{i,t} \end{aligned}$$

$fund_{i,t}$ は自治体*i*における*t*年度の標準財政規模比で見た基金の前年度差を、 $donation_{i,t}$ は自治体*i*における*t*年度の標準財政規模比で見たふるさと納税に係る寄附金収入を、それぞれ表す。2節で議論したような、増加が加速するよ

うな関係は二次関数の関数形で表現できるため、 $donation_{i,t}$ については2乗項も含める。寄附金収入は基金を比例的に増加させるとすれば、 β_1 は正の有意な値をとる一方で β_2 は有意な値をとらないことが予想される。他方、基金を加速度的に増加させるとすれば、 β_2 は正の有意な値をとることとなる。また、 $fund_{i,t}$ には基金全体、財政調整基金、減債基金、特定目的基金のそれぞれを用いて分析を行った。

α_i は自治体固定効果であり、これにより推計期間を通して不変の、各自治体に固有の要因による基金への影響を除くことができる。3節にて述べた、立地のような特徴がこれにあたる。 γ_t は時間固定効果であり、これにより自治体を通して不変の、各年度に固有の要因による基金への影響を除くことができる。2020年度における新型コロナウイルス感染症拡大などがこれにあたる。

また、自治体ごとに異なり、かつ時間とともに変化する要因には、 α_i や γ_t では対処できない。そこで、そうした要因を説明変数として推計式に加える。これらには宮下・鷺見(2020)の推計式を参考に、歳入要因の指標として地方税収比率、地方交付税交付金比率、国庫支出金比率、歳出要因の指標として単独事業費比率の前年度差分、財政健全性要因の指標として実質収支比率と実質公債費比率、ストック要因の指標として積立金現在高比率と地方債現在高比率、地域特性要因の指標として平均所得増減率と65歳以上人口比率を、それぞれ採用した。歳入、歳出、財政健全性、ストックにおける各指標の比率とは、いずれも寄附金収入と同様に標準財政規模に対するものである。寄附金収入以外の財政要因は前年度に行われる予算編成を通じた基金増減への影響が強いと考えられるため、そうした変数は被説明変数に対して前年度データを用いる。以上の要因以外の変動は誤差項 $u_{i,t}$ に含まれる。

なお、地方税収比率は宮下・鷺見(2020)では用いられていない指標であるが、ふるさと納税は住民税収の減少を通して自治体ごとで時間とともに異なった影響を及ぼすと考えられるため、採用した。国庫支出金比率も宮下・鷺見(2020)で用いられていないが、国庫補助金等を原資に造成される基金もあるほか¹⁸、推計期間中に発生した災害による影響も軽減できることが期待されるため¹⁹、採用した。ただし、地方税収は地域特性の指標である平均所得増減率や65歳以上人口比率と結びつきが強いと考えられるため、推定の頑健性を確認すべく、地

¹⁸ 財政制度等審議会財政制度分科会「資料3 基金等関係資料」(平26.10.20)(財務省主計局)

¹⁹ 自治体における災害復旧事業費など、災害に係る経費の相当部分は国が負担することから、大規模な災害が発生した自治体の国庫支出金比率は増大する。

域特性を説明変数に入れないモデルと入れるモデルの2つを推定した。

これらのデータのうち、財政関連のデータは総務省「市町村別決算状況調」、寄附金収入については総務省「ふるさと納税に関する現況調査」、平均所得は「市町村税課税状況等の調」、65歳以上人口は「住民基本台帳年齢別人口」をそれぞれ用いている。以上の変数についてまとめると図表Aのとおりである。

図表A 変数の説明

変数名	内容	説明
<i>fund</i>	基金全体比率の差分	基金全体の標準財政規模に対する割合の前年度差（%ポイント）。
	財政調整基金比率の差分	財政調整基金の標準財政規模に対する割合の前年度差（%ポイント）。
	減債基金比率の差分	減債基金の標準財政規模に対する割合の前年度差（%ポイント）。
	特定目的基金比率の差分	特定目的基金の標準財政規模に対する割合の前年度差（%ポイント）。
<i>donation</i>	寄附金収入比率	寄附金収入の標準財政規模に対する割合（%）。
歳入要因	地方税収比率	地方税収の標準財政規模に対する割合（%）。
	地方交付税交付金比率	地方交付税交付金の標準財政規模に対する割合（%）。
	国庫支出金比率	国庫支出金の標準財政規模に対する割合（%）。
歳出要因	単独事業費比率の差分	単独事業費の標準財政規模に対する割合の前年度差（%ポイント）。
財政健全性要因	実質収支比率	実質収支の標準財政規模に対する割合（%）。
	実質公債費比率	地方債の公債費の大きさを標準財政規模に対する割合で表したもの（%） ²⁰ 。
ストック要因	積立金現在高比率	積立金現在高の標準財政規模に対する割合（%）。
	地方債現在高比率	地方債現在高の標準財政規模に対する割合（%）。
地域特性要因	平均所得増減率	課税対象所得を人口で除した値の増減率（%）。
	65歳以上人口比率	65歳以上の人口の全体の人口に対する割合（%）。

なお、因果関係の推定において問題となる内生性のうち、固定効果やその他のコントロール変数によって対処できるのは基本的には省略変数バイアスであり、選択バイアスや同時決定バイアスには対処できないため、こうした手法で分析したからと言って必ずしも適切に因果関係を推定できるとは限らない。し

²⁰ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第1項第3号における定義に従う。

かし、本稿で取り扱ったふるさと納税寄附金と基金に関しては、制度上そのような問題は起こりにくいと考えられる。というのも、本稿で用いた総務省の調査は全国全ての自治体に対するものである上、ふるさと納税の寄附金が入ってきたことで基金を積み立てることはあっても、基金の積立が寄附の原因となることは考えづらいからである。基金の増加が納税者に好感されて寄附を呼ぶような現象は現実的ではないし、ふるさと納税に係る返礼品などにかかる費用には規制があるため、潤沢な基金を取り崩すことで寄附を呼び込むといったことも起こるとは考えづらい。そもそも、2節にて既に述べたとおり寄附は個人の意思に基づくため、自治体が主体的に寄附金収入を操作することは難しい。そのため、本稿ではそれらのバイアスが生じていないことを仮定して分析を行った。

各変数の記述統計量は図表Bのとおりである。また、推計結果は図表Cのとおりである。

図表B 記述統計表

変数	単位	平均値	標準偏差	最小値	最大値
基金全体比率の差分	%pt	1.30	15.40	-498.62	383.35
財政調整基金比率の差分	%pt	0.33	5.42	-123.36	87.49
減債基金比率の差分	%pt	0.25	2.55	-46.05	65.68
特定目的基金比率の差分	%pt	0.73	13.66	-467.61	369.57
寄附金収入比率	%	6.13	16.10	0.00	417.68
地方税収比率	%	43.29	23.54	4.68	119.57
地方交付税交付金比率	%	52.75	28.96	0.00	262.04
国庫支出金比率	%	36.70	23.78	0.78	445.40
単独事業費比率の差分	%pt	-0.13	10.80	-203.23	141.48
実質収支比率	%	7.32	5.18	-0.10	77.60
実質公債費比率	%	7.31	4.02	-8.20	70.00
積立金現在高比率	%	83.59	103.82	0.60	2891.77
地方債現在高比率	%	164.13	57.43	0.00	1017.83
平均所得増減率	%	2.75	6.26	-70.13	354.29
65歳以上人口比率	%	35.45	7.73	16.19	68.22

図表 C (1) 分析結果

	基金全体		財政調整基金	
<i>donation</i>	0.628*** (0.094)	0.635*** (0.094)	0.029 (0.019)	0.029 (0.020)
<i>donation</i> ²	-0.001 (0.001)	-0.001 (0.001)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)
地方税収比率	-0.630*** (0.202)	-0.658*** (0.209)	-0.285*** (0.072)	-0.279*** (0.072)
地方交付税交付金比率	-0.268* (0.156)	-0.267* (0.155)	0.008 (0.029)	0.008 (0.029)
国庫支出金比率	-0.062 (0.078)	-0.063 (0.078)	0.037*** (0.012)	0.038*** (0.012)
単独事業費比率の差分	-0.053* (0.029)	-0.051* (0.028)	-0.016* (0.009)	-0.017* (0.009)
実質収支比率	0.495*** (0.169)	0.488*** (0.168)	0.507*** (0.081)	0.507*** (0.081)
実質公債費比率	-0.471* (0.285)	-0.501* (0.287)	0.054 (0.075)	0.053 (0.076)
積立金現在高比率	-0.503*** (0.056)	-0.507*** (0.056)	-0.069*** (0.015)	-0.069*** (0.015)
地方債現在高比率	-0.042*** (0.012)	-0.041*** (0.012)	-0.036*** (0.008)	-0.036*** (0.008)
65 歳以上人口比率		-6.639*** (2.573)		-0.474 (1.169)
65 歳以上人口比率 (2 乗)		0.088*** (0.030)		0.007 (0.013)
平均所得増減率		0.003 (0.039)		0.041 (0.026)
サンプル	8590	8590	8590	8590
Within 決定係数	0.416	0.421	0.140	0.143
自治体固定効果	あり	あり	あり	あり
時間固定効果	あり	あり	あり	あり

(注) 括弧内は自治体単位でクラスタリングした標準誤差。***は 0.1%、**は 1%、*は 5%水準でそれぞれ統計的に有意であることを示す。

図表 C (2) 分析結果

	減債基金		特定目的基金	
<i>donation</i>	0.031**	0.032**	0.568***	0.574***
	(0.013)	(0.013)	(0.081)	(0.081)
<i>donation</i> ²	0.000	0.000	-0.001	-0.001
	(0.000)	(0.000)	(0.000)	(0.000)
地方税収比率	-0.001	-0.004	-0.344*	-0.375*
	(0.021)	(0.021)	(0.188)	(0.195)
地方交付税交付金比率	0.009	0.010	-0.285*	-0.285*
	(0.034)	(0.034)	(0.158)	(0.156)
国庫支出金比率	0.005	0.005	-0.105	-0.106
	(0.006)	(0.006)	(0.079)	(0.079)
単独事業費比率の差分	0.000	0.000	-0.037	-0.035
	(0.004)	(0.004)	(0.027)	(0.026)
実質収支比率	0.065*	0.063*	-0.077	-0.082
	(0.037)	(0.037)	(0.147)	(0.146)
実質公債費比率	-0.034	-0.038	-0.490*	-0.516*
	(0.050)	(0.049)	(0.265)	(0.269)
積立金現在高比率	-0.015***	-0.015***	-0.419***	-0.422***
	(0.005)	(0.005)	(0.060)	(0.060)
地方債現在高比率	-0.015***	-0.015***	0.009	0.010
	(0.005)	(0.005)	(0.012)	(0.012)
65 歳以上人口比率		-0.321		-5.843**
		(0.301)		(2.340)
65 歳以上人口比率 (2 乗)		0.006		0.074***
		(0.004)		(0.027)
平均所得増減率		-0.001		-0.037
		(0.003)		(0.028)
サンプル	8590	8590	8590	8590
Within 決定係数	0.023	0.026	0.378	0.382
自治体固定効果	あり	あり	あり	あり
時間固定効果	あり	あり	あり	あり

(注) 括弧内は自治体単位でクラスターリングした標準誤差。***は 0.1%、**は 1%、*は 5%水準でそれぞれ統計的に有意であることを示す。

*donation*の係数 (β_1) は基金全体、減債基金、特定目的基金に対して正の有意な値をとり、財政調整基金に対しては有意な値をとらなかった。*donation*²の係数 (β_2) はいずれの基金に対しても有意な値をとらなかった。このことから、3節にて示したとおり、寄附金は基金を増加させるが、その増加度合いは寄附金の多寡にかかわらず一定であり、基金への影響は寄附が多い場合に一層強まるとは言えないことが分かる。また、特定目的基金の係数が大きいことから、寄附金は自治体の基金のうち特定目的基金に積み立てられることが多いと分かる。

【参考文献】

- 伊藤敏安『本当は恐ろしい「ふるさと納税」―地方交付税が奪われる』（東京図書出版 2023. 8）
- 小西砂千夫『地方財政学 ― 機能・制度・歴史』（有斐閣 2022. 3. 10）
- 高岡和佳子「滞留するふるさと納税」ニッセイ基礎研究所（2024. 4. 26）
- 立岡健二郎「地方自治体の基金はなぜ積み上がるのか―求められる地方財政制度の改革―」『JRI レビュー』Vol. 5 No. 66（2019）65-109 頁
- 富田武宏「ふるさと納税制度による税源の偏在是正機能と限界」『立法と調査』386号（2017. 3. 1）
- 宮下量久・鷺見英司「市町村における財政調整基金の積立要因に関する実証分析」『計画行政』43 巻4号（2020）39-47 頁

（内線 75328）